

令和5年度 第1回 江戸川区地域自立支援協議会 議事録要旨

<開催概要>

日 時 令和5年6月7日（水） 午後2時30分～午後4時30分
場 所 グリーンパレス 高砂・羽衣
出席者 杉野会長、守島副会長、戸倉副会長、矢島委員、高橋委員、川上委員、石井委員、加藤委員、鳥澤委員、鈴木委員、藤原委員、日永委員、三橋委員、蛭川委員、今井委員、塚本委員、大沼委員、佐藤委員、吉澤委員、熊委員（代理）、中村委員、久我委員、中川委員

- 次 第
1. 開 会
 2. 事務局紹介・挨拶
 3. 委員委嘱および紹介
 4. 会長・副会長選任
 5. 議 事
 - (1) 江戸川区地域自立支援協議会について
 - (2) 計画策定の基本理念について
 - (3) 江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画の策定について
 - (4) 策定スケジュールについて
 - (5) その他
 6. 閉 会

<議事要旨>

障害者福祉課長

これより令和5年度第1回江戸川区地域自立支援協議会を開会いたします。終了は、午後4時30分を予定しております。どうぞよろしくお願いたします。

本日の資料は机上配付させていただいております。議事録は後日公開させていただきます。そちらをご覧ください。それでは、事務局の紹介をさせていただきます。

続きまして、事務局を代表して福祉部長より一言ご挨拶を申し上げます。

—福祉部長挨拶—

障害者福祉課長

健康部長は本日、欠席させていただいております。

なお、策定業務を委託しております株式会社サーベイリサーチセンターの職員が1名、オブザーバーとして参加しております。

続きまして、策定委員の委嘱でございますが、あらかじめ皆様のお席にお配りさせ

ていただいております委嘱状により、代えさせていただきますのでよろしくお願いたします。

ここで、参加されている委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。お手元の席次の順をお願いいたします。

—委員挨拶—

障害者福祉課長

皆様、自己紹介ありがとうございました。

なお、江戸川区歯科医師会の金栗委員、江戸川ろう者協会の佐野委員、社会福祉法人ひらイルミナルの星委員は、本日も都合がつかず欠席されております。

続きまして、本年度は委員改選の年ですので、ここで会長と副会長の選任をさせていただければと思います。協議会の設置要綱では、委員の互選による選任となっておりますが、委員の皆様の中で、会長をお願いできる方はいらっしゃいますでしょうか。

—委員挙手—

障害者福祉課長

杉野委員から申し出がございましたので、元東京都立大学大学院教授の杉野委員に地域自立支援協議会の会長をお願いできればと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

—委員承認—

障害者福祉課長

続きまして、副会長ですが、こちらは事務局から提案をさせていただければと思います。副会長は、昨年度まで江戸川区医師会から会長をお願いしておりました、江戸川区医師会理事の守島委員と、昨年度も副会長をお願いしておりました、江戸川区腎友さつき会会長の戸倉委員をお願いできればと思っておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

—委員承認—

障害者福祉課長

皆様にご承認いただきましたので、杉野委員に会長を、守島委員と戸倉委員に副会長をお願いしたく存じます。会長席、副会長席にお移りいただければと思います。

ここからは杉野会長に進行をお願いしたく存じます。杉野会長、よろしくお願いたします。

会長

改めまして、どうぞよろしくお願ひいたします。江戸川区にご縁がなかったのも、第三者的立場で司会とご意見の調整を引き受けさせていただきたいと思ひます。昨年度まで副会長をされていた戸倉委員と、医師会から出席いただいた守島委員に助けてもらいながら進めていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の協議会は公開として、傍聴者の希望を募っています。その点について事務局から報告してください。

障害者福祉課計画調整係長

江戸川区のホームページにて傍聴者の希望を募りましたところ、3名の方から希望があり、2名の方がロビーでお待ちいただいています。1名は所用にて遅れると連絡をいただいております。皆様のご了解がいただけた場合は、入場していただくこととなります。また、傍聴の方への配付資料ですが、本日皆様にお配りしている資料のうち、資料1から7と参考資料を傍聴者の方にもお配りしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

会長

ただ今、事務局より傍聴の説明がありました。お待ちになっている2名に入ってくださいと、資料をお配りすることについてはよろしいかと思ひますが、遅刻の傍聴者をどうするかというルールについては、これまでなかったと聞いています。今回初めてのケースですので、ここで皆様に決めていただいて、それが来年度、再来年度も同様な扱いになるという前提かと思ひます。何かご意見はありますでしょうか。

委員

傍聴は構いませんが、福祉関係の方なのか、どのような理由で希望されたのかを伺いたいのですが。

会長

遅刻の件は置いておいて、傍聴の方がどういった趣旨で傍聴されたいのかというご質問です。よろしくお願ひします。

障害者福祉課計画調整係長

地域自立支援協議会の開催ということで、開催の場所と日時をお知らせし、会議の内容を公表したうえで募集をしています。傍聴の理由については、事務局で聞いておりません。

会長

以上、事務局からの説明ですが、さらにご質問、ご意見はありますでしょうか。

委員

物騒な世の中で何があるか分からないので、議事妨害などトラブルがなければいいと思いを聞いてみました。

会長

傍聴者は一切発言できず、我々同様、録音もできず、資料だけもらって自分でメモを取るのはい、という理解でよろしいでしょうか。

障害者福祉課計画調整係長

そのとおりとなります。

会長

不規則発言があった場合は、どういう対応になりますか。

障害者福祉課計画調整係長

基本的に事務局が待機しておりますので、そういった事のないようにしていきたいと思えます。

会長

これまでそういった事態はないということなので、特段、警備のようなものは用意していません。発言したら退席いただく。退席いただけなかった場合はどうするか、この場では決められないと思えます。

それから遅刻を認めるかどうかですが、これは前例がなく、今回初めてルールとして決めるということなので、多数決でいいかなと思えます。特に意見はございますか。

委員

遅刻の時間によりますが、会議の最後のほうで来られてもどうかと思えます

会長

遅れる時間が30分以内や1時間以内で認めるとかでしょうか。遅刻制限時間を設けて認めるか、一切設けず認めるかということですが、終了5分前に入って来るのも如何なものかという気はします。どちらかという時間制限設けた方がいいと思えますが、よろしいでしょうか。

では、多数決で30分以内か1時間以内で決めたいと思えます。

—委員挙手—

会長

多数決の結果、1時間以内ならば傍聴を認めることに決まりました。

それでは、傍聴者の方に入室していただいでください。

—傍聴者入室—

会長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議事1「江戸川区地域自立支援協議会について」、事務局より説明をお願いします。

障害者福祉課長

それでは、資料1についてご説明させていただきます。

この協議会は、障害者総合支援法第89条3が根拠になっています。この中で、「関係機関で構成される協議会を置くように努めなければならない」とあり、設置させていただいています。支援体制に関する課題について情報共有をして、地域の実情に合わせた体制の整備について協議を行っていくとの法的位置付けがされています。

江戸川区地域自立支援協議会は、平成20年度に関係機関等のネットワークの構築及び情報共有を推進する中核機関として設置されました。協議会の目的は、共通理解の醸成、お互いを理解し共通認識を持つこととなっております。協議会の位置付けは、情報共有、意見交換、共通理解の醸成を図る場となっております。議決機関や諮問機関ではありません。委員の役割として、参加されている委員は「共通理解」を所属機関や地域に戻り広めてくださいますようお願いいたします。

資料の右側にイメージ図があります。このような関係機関のネットワークに基づいた協議会が構成されています。協議会委員の任期は2か年度で、開催予定は年4回で6月、9月、11月、2月の平日午後の2時間程度を予定しています。この協議会は、差別解消法で規定された「障害者差別解消支援地域協議会」の機能と役割を担うと位置付けされています。裏面は、これまで実施した協議会の内容が記載されています。

次に資料2の地域自立支援協議会の設置要綱について、ご説明させていただきます。

令和5年4月1日に一部改正され、今年度は計画についても議論するため、第2条第3項に「障害福祉計画等の策定、進行管理及び評価に関すること」と入れさせていただいております。また、第3条第9項に「公募区民」を追加しています。第5条の会議についてはこれまでどおりですが、改めて紹介させていただきますと、協議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとなっております。このような要綱を基に運営を進めていきたいと考えています。

会長

協議会について、補足説明させていただきます。この会議は、情報交換や意見交換が目的であると国の法律で定められておりまして、何かを議決して区に勧告する立場ではありません。協議会として必要なことには合意して区にお願いすることもありますし、あえて合意が必要でないものについては、複数意見を併記し、情報交換にとどめるとということもあると考えています。

本年度は、障害福祉計画と障害者計画の2つをこの会議で意見交換して、たたき台を作っていただくことになるわけですが、この2つの計画は名前がそっくりなために混同しやすいです。障害福祉計画は障害福祉サービスに関するものだけの計画ですが、障害者計画はバリアフリーや情報保障、特別支援教育のほか、地域行政のあらゆる分野に関係しますので、法的根拠も障害者基本法にあり全く別なものです。さらに障害者計画は、国連の障害者権利条約の動向とも深い関係があります。従って、委員の皆様にも障害福祉計画に関して協議する際と、障害者計画に関して協議する場合は、目的の違いによる頭の切り替えをお願いすることになると思います。もう一つ、差別解消支援地域協議会は、3本目の障害者差別解消法という別の法律で定められているのですが、こちらは個別の問題案件が出てきた場合に、この協議会が急遽、差別解消支援地域協議会の内容が変わるといふ、3つの役割を持たされている立場です。

メインとしては障害福祉サービスについて、地域で自己点検して次の福祉計画に結びつけることと、障害者計画が今年はまだ一つの大きな柱としてある、という認識でよいかと思えます。

何かご質問等ありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。それでは次の議事に入りたいと思います。

議事2「計画策定の基本理念について」、議事3「江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

障害者福祉課長

資料3、4、5をご準備いただければと思います。内容が複雑なので可能な限り、分かりやすくお伝えしようと思いますが、不明な点は後でご質問いただければと思います。

先に資料4についてご説明させていただきます。障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画は名前が似ているので、複雑で分かりにくいところです。

4、障害者計画の根拠法令は障害者基本法第11条第3項で、国の第5次障害者基本計画を基本として作成していく形になります。内容は、基本理念や施策の重点課題といった基本的考え方が主な部分となります。あとは、現状と問題点の把握、障害者の現状を調査等により把握すること、各施策の課題・目標と具体的な施策をこの計画の中で謳っていくという状況です。

5、障害福祉計画の根拠法令は障害者総合支援法第88条で、先程とは法律の根拠が変わってきます。障害者総合支援法は主に障害者へのサービスを規定しており、その内容について具体的に謳っていくという内容です。厚生労働省の基本的な指針に縛られてくるのが特徴です。その中で必ず載せるのが、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制確保に係る目標、各年度の障害福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要量見込みというものです。対して努力義務は、障害福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要量確保のための方策、関係機関との連携に関する事項というような形になっています。

6、障害児福祉計画は障害福祉計画と横並びです。18歳未満の障害に関しては、児童福祉法を根拠にしており、18歳以上は障害者総合支援法が根拠であり、書いている内容は非常に近いのですが法律の根拠が違うのは、年齢によるところがあります。

障害児福祉計画は必須として、障害児通所支援及び相談支援の提供体制確保に係る目標や必要量見込みを具体的に決めていく形です。

参考資料②は、2年前の第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標や実績報告です。前回目標として定めたものが、現在どのような状況かを実績報告させていただいて、計画ではこのような具体的な内容を作成していくこととなります。

資料4の7、計画策定の体制ですが、障害者計画は現状の問題点の把握のため、障害福祉計画、障害児福祉計画はサービスを提供する側、受ける側の意見も聞くということで、地域自立支援協議会の下に事業者、当事者とその家族、テーマ別会議という懇談会を開催し、いろいろな意見を聞いて計画を策定していきたいと考えています。

資料4の2、計画の位置づけでは、江戸川区の考えやエッセンスを入れていくため、2100年の江戸川区、2030年SDGsビジョン、障害分野の条例、障害者総合支援法、国の基本指針に基づいた考え方を考慮して、計画の根本的考えになる障害者計画、そしてその下にぶら下がる第7期江戸川区障害福祉計画、第3期江戸川区障害児福祉計画を皆さんと策定していくこととなります。

3. 計画期間についてですが、障害者計画は2012年に前回策定しており、2023年までのものとなります。今回は、2024年から2028年のものを策定させていただきます。障害福祉計画と障害児福祉計画は3年と決まっておりますので、2024年から2026年を策定していく形となります。

次に資料3の障害者計画の基本理念についてご説明させていただきます。障害者の権利に関する条約が非常に重要な位置づけです。2006年に国連で採択され、日本では2014年に批准です。その間、様々な国内法が整備されました。障害者基本法が2011年に改正、障害者定義の見直しや合理的配慮の理念が盛り込まれました。基本的人権を享有する個人として、その尊厳に相応しい生活を保障される権利を有することを前提に改正されました。

障害福祉サービスの充実や日常生活及び社会生活を総合的に支援するための福祉施策を講ずるものとする障害者総合支援法が2011年に制定され、障害者差別解消法と障害者雇用促進法が2013年に改正され、2011年に障害者虐待防止法が制定された流れがあります。

区では共生社会ビジョン・SDGs＝共生社会ビジョンに示された基本構想・基本計画に基づく実施計画を進めていきます。こうしたことを踏まえ、障害者施策推進の基本理念を次のように定めます。

「自立」は、障害のある人とその家族が地域の中で自立して生活ができ、安心して毎日が暮らせる地域社会づくりをめざします。「共生」は、障害のある人、地域住民、ボランティア、関係機関・団体が信頼しあい、また、互いに助けあい、障害の有無にかかわらず共に生きるあたたかみのある地域社会づくりをめざします。「社会参加」は、

障害のある人が、さまざまなことに出会い、ふれあい、区民の一人として創造的に活動し、生きがいを持って地域社会に貢献できる環境づくりをめざします。

障害者計画も国の基本計画に基づいて定めているため、その理念を考えながら、合わせて今回提案させていただいている基本理念は2012年に区が策定し、これまでも大切にしてきた考え方ですので、大きく変えることなく、踏襲する形で今回も計画を作っていくしたいと思います。

次に資料5についてご説明させていただきます。

第6期江戸川区障害福祉計画、第2期江戸川区障害児福祉計画を令和2年に策定し、目指すところは江戸川区障害者計画、第7期江戸川区障害福祉計画、第3期江戸川区障害児福祉計画になります。これを策定するために様々なエッセンスを入れていかなければならないことをこの表で示しています。左上の国の動きや国の考え方は無視することができません。第5次障害者基本計画の概要は、参考資料⑥になります。その総論と基本理念を国が策定しており、これは障害者政策委員会の意見に即して作成されています。参考資料⑦の基本指針が資料5の基本指針になっています。参考資料⑦の後半には具体的な数値目標もあり、このような国の目標を参考にするという考え方です。

その右側、第6期江戸川区障害福祉計画、第2期江戸川区障害児福祉計画の進捗状況は参考資料②にあります。どれだけ計画が進んだかというところです。内容をいくつかピックアップしていますが、このような状況を計画にも配慮させていただく形になります。

左下が江戸川区の動きです。江戸川区ならではの課題や目指すところがあり、「ともに生きる条例」が令和3年に制定されました。2100年の共生社会ビジョン、2030年のSDGsビジョンが令和4年8月に制定されており、その基本理念、基本目標の中には、障害のある人が自分らしく暮らすというところも含まれておりますので、計画策定のエッセンスとして入れています。

その右側、令和4年度に実施した「江戸川区次期計画策定のための基礎調査」の概要が参考資料⑤です。詳細はホームページに掲載させていただいています。このような調査内容も含めて次期計画に活かしていくことで配慮していきます。

このような内容を含めて一番右側に施策の柱の案を出させていただいております。

「差別解消、権利擁護、虐待防止」は当然守っていかなければいけないところで、「意思疎通支援の充実」は情報アクセシビリティ法制定に基づく施策の充実、「安全・安心な生活環境の整備」はニーズの高い重症障害者向けグループホームの整備推進、「防災対策の推進」は福祉避難所の整備や災害時の支援のあり方、「保健・医療の充実」は福祉サービスと保健サービスの連携、「自立した生活の支援」は在宅サービスの充実、短期入所や日中一時支援、地域生活支援拠点等の整備、「経済的自立の支援」は障害者優先調達推進法の活用、「子育て支援・教育の振興」は児童発達支援センター機能の充実、医療的ケア児への包括的支援、インクルーシブ教育の推進、「就労と生きがいづくり」は新しい就労支援メニューへの対応、文化芸術活動、スポーツ活動における施設、設備、支援体制の整備と参加への環境づくりとなります。

このような内容を柱として、計画を策定していきたいと考えております。

会長

事務局の説明で質問等ありましたら、お願いします。

委員

参考資料①の条例について、位置づけが長期構想と中期計画に続く条例ということですが、この条例はどこが書かれて、いつ施行するのか、その辺りをもう少しお聞かせいただけますか。

会長

この協議会でこの条例について意見を伺うとは思っていませんでした。この条例案とこの協議会の関係について、関係ないとすればなぜこれを出されたのか、この2点について、回答をお願いできますか。

障害者福祉課長

昨年度に何度か条例案として出して、やっと形になってきたところですが、長期構想、中期計画の下にぶら下がっている形ですが、区としてはともに生きる条例の中で考えています。ともに生きる条例は区としての全体を示しています。そこにそれぞれの分野で条例を作っていますが、その中のひとつとして障害者分野の条例を作らせていただいています。考え方としては、障害者の権利条約を理念として、区民にまだ浸透していない部分を周知していきたいという形でこの条例を作っており、現在、区役所全体で調整しています。これ以外にもいくつか条例を策定していますので、全体の調整の中で、皆さんにご意見を伺う機会を得ながら、正式に条例として施行されることになり、この考え方も計画の中には理念として入れていきたいと考えています。

会長

今年度の協議会の中で条例案について、意見を伺う機会があるということですか。

障害者福祉課長

時期が分からないのでタイミングが合うか分かりませんが、パブリックコメントは必ずさせていただくので、その時でも意見は頂戴できると考えておりますし、今日見た段階で何かあれば、個別にお寄せいただいても、配慮できればと思います。

会長

事務局から説明があったとおり、大人の障害福祉計画と子どもの障害児福祉計画はセットと考えていただいて結構です。例えば、国がこの計画の基本的な指針を示しており、江戸川区がその指針に基づき成果目標を立ててサービスを提供していくこととなります。3年毎にそれぞれの基本的な指針を見直し、現場の利用者と事業者の意見

を上乗せして、その地域の特色を踏まえて作成することになりますが、先取りして作成することもできます。障害者計画で言えば、昨年度、国連の審査があり、特別支援教育に関してかなり厳しい回答が出ていました。国の障害者基本計画にはまだ載ってきませんが、次の2028年の基本計画には絶対出てくるので、江戸川区として何か書かなくてはいけないので、先取りできればしていきたい。あるいは、重度障害がある方の地域生活や医療的ケア児はメニューとしてやらなければいけない。そういった先取りと地域における点検は一緒かなと思います。

他にご質問がないようでしたら、議事4「策定スケジュールについて」事務局から説明をお願いします。

障害者福祉課計画調整係長

資料6と7について、ご説明させていただきます。

地域自立支援協議会は、年間を通じて計画策定に係るご意見を伺い、年度の終盤2月頃を目標に次期計画の完成を目指します。

第6期江戸川区障害福祉計画・第2期江戸川区障害児福祉計画を机上に置かせていただきましたが、2月にはこの計画の新しいものを作成していきます。

本日、第1回協議会の後、6～8月には、限られた時間でなるべく多くの方の声を拾いながら計画を作成したいという主旨から、団体が主催される会議に事務局が参加させていただき、意見を伺う懇談会を予定しています。

資料7が各障害者団体、障害福祉サービスの事業者が主催する会議を一覧にしたものです。No. 1～7までが障害者団体で、No. 8～13が障害福祉サービス事業者の会です。事務局で共通の質問項目を用意し、ディスカッションできればと考えています。委員の皆様にもご都合のいい会にご参加いただければと思います。日程が未定のところは早急に各団体へ連絡し、開催日時、会場が決定次第、改めて事務局から連絡させていただきます。

第2回の9月7日には、懇談会の報告をさせていただき、計画の大体の構成をお示しし、全体像をイメージします。第3回までの9～10月に、テーマ別懇談会として、「地域生活支援拠点」「就労支援」「精神障害者の地域移行」の3つのテーマを掲げ、関係する方に集まりいただき、ディスカッションすることを考えています。

第3回の11月には、中間のまとめということで、計画書の完成に近いものをご覧いただきます。12月にはパブリックコメントを実施することも考えています。1月に集計して結果を第4回の2月に報告させていただきます。パブリックコメントの意見を計画に反映させ、計画書案としてお示しします。

会長

計画は国からのある程度決まったマニュアルどおりに作成しなければならない部分がありますが、そこに江戸川区の地域実態を反映させていくためには、現場の声を吸い上げていくことが大切です。事業者ごとの懇談会では委員の皆様にも手分けして参加いただき、ご意見の内容を把握した上で、この会に反映していただければ色が付け

られると思います。ご都合のつく範囲で出席していただきたいと思います。

1～7番が障害のある方とその家族とのセッションなので、障害福祉計画にも関係ありますし、同時に障害者計画は計画づくりに参画する、実際に係わっていただくことが権利条約でも謳われていますので、本人、家族との懇談は、障害者計画と障害福祉計画の両方に関して、8～13番は事業者が中心ですので、障害福祉計画、障害児福祉計画がどうなっているかチェックをお願いしたい。9月と10月のテーマ別懇談会は、障害者計画に書き込まなければいけない内容を中心に、特別支援教育や総合的就労支援、精神障害者の地域移行は国連の権利条約の総括意見として、日本が厳しく言われているので、現状どうなっているのかと、将来の見込みを中心に設定したいと思っておりますので、全体のなかで、委員の方はそれぞれ得意分野があると思うので、そこに参加していただければいいかなと思います。

説明について、ご質問等あればお願いします。

委員

懇談会の存在が大きいのは分かりましたが、資料1の協議会委員の取組の中に書いてあるのでしょうか。これは公になる文書ですね。区民に説明する中では重要ではないかと思いました。

障害者福祉課計画調整係長

ご指摘のとおりで、資料1の主な枠組みに懇談会の位置付けを示していませんでした。今回は協議会で計画について1年間やっていくというテーマに沿いまして、新たに懇談会を実施してみようと計画していますので、その旨を表した形で資料1を修正してまいりたいと事務局で検討させていただきたいと思います。

委員

それも踏まえて、委員の我々も得意分野で興味を持ったものに積極的に参加して、内容を深化させていこうということでしょうか。

障害者福祉課計画調整係長

日程にご都合のつくところがあればご参加いただければと思います。

会長

資料4の7番、計画策定の体制で、協議会と懇談会の位置付けを簡単な図で示されている。これは公開されますか。

障害者福祉課計画調整係長

公開します。

会長

この図を資料1にも入れて下さいというご意見です。委員の方には懇談会で聞いた現場の意見を吸い上げて、協議会に反映させていくということによろしいでしょうか。

委員

事務的な質問ですが、希望する懇談会があれば事務局にその旨をお伝えすればいいのでしょうか。

会長

それも含めて説明させていただきます。資料7でカッコ書きの委員名は事務局で入っていますが、名前が記載されている委員はこれでよいか、確認を取らせていただきます。また、今の時点で、ここに参加したいと思われている方がいらしたら、手を挙げてください。

—委員挙手—

会長

出席する委員がない場合は、都合がつく限り私が出席させていただきます。

テーマ別懇談会は、次回の第2回に同じような形で、内容も少し詰めてお示します。

今決めた懇談会の下に、障害福祉計画のたたき台は完成するイメージで、その次に障害者計画に取り掛るべくテーマ別懇談会を実施していただき、第3回の時に障害者計画を粗方できるようにしたいと思っています。

それでは議事5「その他」について、事務局からお願いします。

障害者福祉課計画調整係長

次回の日程をご案内します。第2回協議会は9月7日木曜日、午後1時30分から午後3時30分に開催させていただきたいと思います。会場は本日と同じグリーンパレス5階の孔雀の間です。

会長

ご質問等あればお願いします。本日予定されていた議題は以上です。

健康部副参事

机上配付いたしました資料「周囲のSOSにどう気付き、対応するか」についてご説明させていただきますのでご覧ください。

令和4年の自殺者は107名でした。ここ5年間は増えたり減ったりして107名まで下がった状況です。自殺防止の第一歩は、気づいて声掛けして難しいと思ったら専門家につなぐ、そして見守ることが一番大事だと思います。人材育成として、ゲートキーパー（門番）研修をしています。大切な人の心のSOSを見逃さない、気づいたらどう

したらいいのかの基本編とロールプレイのある実践編があり、講師はインターネットゲートキーパーの研修などをされている方です。関心のある方は是非ご参加下さい。

会長

以上をもちまして、第1回江戸川区地域自立支援協議会を終了いたします。本日はご協力いただきまして、ありがとうございました。

—終了—